（削る）

２．溶出試験

ａ　カドミウム及び鉛

①　検量線の作成

カドミウム標準溶液及び鉛標準溶液を４％酢酸で適宜希釈し、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法により測定し、カドミウム及び鉛それぞれの検量線を作成する。

②　定量法

試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法により、カドミウム及び鉛の溶出量を求めるとき、その量は、次の表の第１欄に掲げる器具又は容器包装の区分に応じ、それぞれカドミウムにあっては同表の第２欄に掲げる量以下、鉛にあっては同表の第３欄に掲げる量以下でなければならない。

第１欄			第２欄	第３欄
ガラス製の器具又は容器包装	加熱調理用器具		0.05μg／mL	0.5μg／mL
	加熱調理用器具以外のもの	容量600 mL未満のもの	0.5μg／mL	1.5μg／mL
		容量600 mL以上３Ｌ未満のもの	0.25μg／mL	0.75μg／mL
		容量３Ｌ以上のもの	0.25μg／mL	0.5μg／mL
陶磁器製の器具又は容器包装	加熱調理用器具		0.05μg／mL	0.5μg／mL
	加熱調理用器具以外のもの	容量1.1Ｌ未満のもの	0.5μg／mL	２μg／mL
		容量1.1Ｌ以上３Ｌ未満のもの	0.25μg／mL	１μg／mL
		容量３Ｌ以上のもの	0.25μg／mL	0.5μg／mL
ホウロウ引きの器具又は容器包装	加熱調理用器具であって容量が３Ｌ未満のもの		0.07μg／mL	0.4μg／mL
	加熱調理用器具以外のものであって容量が３Ｌ未満のもの		0.07μg／mL	0.8μg／mL

⑵　液体を満たすことのできない試料若しくは液体を満たしたときにその深さが2.5㎝未満である試料又はホウロウ引きのものであって容量が３Ｌ以上の試料

１．試験溶液の調製

試料（ホウロウ引きのものであつて容量が３Ｌ以上のものの場合は，試験片を作成してこれを試料とする。）を水でよく洗つた後，４％酢酸を浸出用液として，常温で暗所に24時間放置する。